

## 議会運営委員会

令和元年5月8日（水曜日）午前10時開会

### 出席委員（8名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	齋藤寿一	委員	中村芳隆

### 欠席委員（なし）

### オブザーバー（1名）

副議長 山本はるひ

### 説明のための出席者

市長	渡辺美知太郎	副市長	片桐計幸
総務部長	山田隆	総務課長	五十嵐岳夫
総務課長補佐	鈴木正宏	行政係長	佐藤吉将

### 出席議会事務局職員

事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事課長補佐兼 庶務係長	平川雅子	議事調査係長	関根達弥
主査	室井良文		

### 議事日程

1. 開会
2. 挨拶
  - ・委員長
  - ・副議長
  - ・市長
3. 協議事項

(1)令和元年第2回那須塩原市議会臨時会について

①提出案件について

○市長提出案件…………… 12件

- ・ 条例の一部改正案件 3件
- ・ 財産の取得に関する案件 1件
- ・ 専決処分の承認案件 7件
- ・ 専決処分の報告案件 1件

(追加案件)

○議会提出案件…………… 21件

- ・ 選挙案件 6件
- ・ 発議案件 5件
- ・ 報告案件 10件

(追加案件)

②議案に対する質疑・討論について

③会期について

○会期：5月 日 ( ) 日間

(2)議会基本条例第11条に基づく計画等について

(3)通年議会(通年会期制)の導入について

(4)タブレット端末の導入について

(5)その他

4. 閉 会

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○吉成委員長 じゃ、皆さん、おはようございます。  
ただいまから議会運営委員会を開会します。

◎委員長挨拶

○吉成委員長 本日は、令和元年5月臨時議会に関  
わる議会運営委員会ということでお集まりいた  
だきまして、大変にありがとうございます。

今年のゴールデンウィークは、10日間というこ  
とで、非常に長い連休だったわけですが、皆さん  
それぞれ様々な用事があったんだと思うんですけ  
れども、私は災害復興の状況を見たいなという思  
いもあって、東北のほうに行かせていただきました。

見ただけでは、本当に以前と変わらないのかな、  
そんな感じがしましたが、そこに居合わせた人た  
ちとちょっと話をしたんですけれども、やはり人  
がいないんだと、そういったことを耳にいたしま  
した。ですから、本当に災害から復興するという  
ことは、いかに大変なことかということをも  
って感じました。

それと同じように、我々のこの地域でも人口減  
少ということが大きな課題になっていますので、  
今後、我々議会もそうですし、当然執行部もそう  
ですけれども、この人口減少問題には真剣に取り  
組まなければ、もう災害に遭ったのと同じような  
状況になりかねないんだなということを今回感じ  
て帰ってまいりました。

今回は、渡辺新市長が誕生して初めての議会と  
いうことですので、渡辺新市長の所信表明を皆さ  
ん、どういった話が出てくるのか楽しみにしてい

る方がたくさんいらっしゃると思います。

それらも含めて、今日は様々な議題があります  
ので、議事進行に関しましては、皆様方の御協力  
を何とぞよろしくお願いし、挨拶といたします。

◎副議長挨拶

○吉成委員長 それでは、続きまして山本副議長か  
ら御挨拶をお願いいたします。

○山本副議長 改めておはようございます。

今、委員長がおっしゃいましたように、10日間  
のお休みで、皆さんきっとリフレッシュをしたの  
ではないかなと思っておりますが、この後、また  
臨時議会、そして6月議会と続いてまいります。  
どうぞ、今日の委員会の中身もそうなんですけれ  
ども、緊張感を持って今年度進めていっていただ  
きたいというふうに思いまして、私の挨拶といた  
します。よろしく願いいたします。

○吉成委員長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

○吉成委員長 それでは、渡辺美知太郎新市長から  
御挨拶をお願いいたします。

○渡辺市長 おはようございます。

本日は、令和元年第2回那須塩原市議会臨時会  
に係る議会運営委員会の機会をいただきまして、  
ありがとうございます。

このたびの市長選挙におきまして、市民の皆様  
の負託をいただき、那須塩原市長に就任をいたし  
ました。市長として初めての議会に臨むに当たり、  
緊張を覚えるとともに、改めてその責任の重さを  
痛感しているところであります。

議員の先生方におかれましては、御指導、御鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今回、市議会臨時会に御提案を申し上げますのは、条例の一部改正案件3件、財産の取得案件1件、専決処分の承認案件7件、専決処分の報告案件1件の合計12件であります。

議案等の概要につきましては、この後総務部長から説明がありますが、いずれも重要な案件でございますので、何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、併せまして議会基本条例第11条に該当する計画等の協議につきましても、この後担当部長から説明がありますので、よろしくお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○吉成委員長 ありがとうございます。



#### ◎協議事項

○吉成委員長 それでは、3の協議事項に入っております。

まず、(1)令和元年第2回那須塩原市議会臨時会の提出案件についてを議題といたします。

①提出案件について、まず市長提出案件について、執行部より説明をお願いします。

総務部長。

○山田総務部長 おはようございます。

令和元年第2回那須塩原市議会臨時会に提案を予定しております市長提出議案につきまして御説明を申し上げます。

○吉成委員長 着座でどうぞ。

○山田総務部長 失礼します。

今回提案を予定しております案件は、ただいま市長が申しあげましたとおり、12件であります。

これら12件のうち、条例の一部改正案件や専決処分の承認案件など、さきの議員全員協議会で担当部局から説明をしているものにつきましては、本日の説明を省略させていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御了解くださいますようお願い申し上げます。

それでは、早速御説明を申し上げます。

お手元の議案書、議案資料を御覧いただきたいと思っております。

まず初めに、議案書の1ページでございます。

議案第46号 那須塩原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議案資料は別冊の1ページとなります。

次に、議案書第2ページから3ページ、議案第47号 那須塩原市手数料条例の一部改正について、議案資料は2ページから3ページとなります。

続きまして、議案書4ページ、議案第48号 那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案資料は4ページとなっております。

以上3件の条例の一部改正案件につきましては、さきの議員全員協議会において御説明をさせていただいておりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

議案第49号 財産の取得について、議案資料は5ページとなっております。

本案につきましては、黒磯学校給食共同調理場厨房機器の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

今回取得を予定しております厨房機器につきましては、購入から17年以上が経過しているコンテナ洗浄機ほか5つの機器を対象としたものであり

まして、指名競争入札を行った結果、株式会社中西製作所宇都宮営業所が3,888万円で落札をいたしましたので、同営業所と契約を締結し、購入をするものでございます。

次に、議案書第6ページ、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号））でございます。

次に、議案書7ページ、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号））でございます。

これらの議案資料については、6ページから13ページまでとなっております。このほか、別冊の補正予算書がございます。

以上2件の平成30年度及び31年度の一般会計補正予算に関する専決処分の承認案件につきましては、さきの議員全員協議会において御説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたします。

次に、議案書8ページから20ページまでとなります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須塩原市税条例等の一部改正）となります。議案資料は14ページから43ページまで、新旧対照表が掲載しております。

次に、議案書21ページから22ページとなります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（那須塩原市都市計画税条例の一部改正）となります。議案資料は44ページであります。

次に、議案書23ページから24ページ、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正）であります。議案資料は45ページであります。

以上3件の条例の一部改正に関する専決処分の承認の件につきましては、さきの議員全員協議会

において御説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたします。

続きまして、議案書25ページから26ページになります。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正）になります。議案資料は46ページであります。

本案につきましては、第1号被保険者に係る介護保険料率のうち、第1段階から第3段階までの低所得者の高齢者に対し介護保険料率の軽減措置を実施するため、条例の一部を改正し、専決処分をしたものでございます。

次に、議案書の27ページ、28ページをお開きください。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（指定管理者の指定）でございます。議案資料はございません。

本案につきましては、さきの議員全員協議会において御説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたします。

最後に、議案書29ページから30ページ、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）について申し上げます。議案資料はございません。

本案につきましては、平成30年3月5日、那須塩原市太夫塚地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解をしたものでございます。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道太夫塚220号線を走行していたところ、踏切内の路面の穴にタイヤを落とし、両前輪のタイヤを破損したものでございます。

以上12件の議案につきましては、市議会臨時会への提案を予定しております。よろしくお願ひ申し

上げまして、関係議案の説明とさせていただきます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑等ございませんか。

質疑等よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、これらの取扱いについてお諮りします。

ただいま説明のごございました条例の一部改正案件3件、財産取得案件1件、専決処分の承認案件7件、報告案件1件の計12件について、全て即決扱いとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議はないものと認め、そのように取り扱うことといたします。

次に、執行部側で追加している予定の案件はございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、次に議会提出案件についてを議題といたします。

議会提出案件について、事務局より説明願います。

課長。

○小平議事課長 それでは、議会提出案件ですが、発議案件5件、報告案件10件、選挙案件6件の計21件を予定してございます。

発議案件といたしまして、発議第3号及び発議第4号の2件は、議会活性化特別委員会及び広聴広報特別委員会の設置でございます。

○吉成委員長 課長、ちょっといいですか。

皆さん、議案書の一番後ろのつづりが議会関係の付議事件になっていますので、そちらをお開きください。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、続けてお願いします。

○小平議事課長 では、発議第5号から発議第7号の3件につきましては、条例及び規則の一部改正で、那須塩原市議会基本条例及び那須塩原市議政務活動費の交付に関する条例の一部改正、それから那須塩原市議会会議規則の一部改正でございます。

報告案件10件につきましては、議報第1号及び議報第2号、それから議報第8号並びに議報第4号及び議報第5号、それと議報第10号の6件につきましては、各常任委員、議会運営委員、それから政治倫理審査会委員の任期であります2年が経過することで、新たに委員及び正副委員長等を報告するものでございます。

議報第3号及び議報第7号並びに議報第6号及び議報第9号の4件につきましては、新たに設置を予定しております広聴広報特別委員会及び議会活性化特別委員会の委員、それから正副委員長について報告するものでございます。

選挙案件6件でございますが、選挙第1号は、不在となっております議長を選出するもので、選挙第2号から選挙第6号の5件につきましては、議会において選出することとされております5つの一部事務組合等の議員について選挙を行うものでございます。

以上が議会提出案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

以上でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました選挙案件6件、発議案件5件、報告案件10件の計21件について、全て即決扱いとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議はないものと認め、そのように取り扱うことといたします。

次に、追加として予定される案件はございますか。

課長。

○小平議事課長 それでは、追加案件について御説明申し上げます。

閉会中に常任委員会や議会運営委員会等が審査や調査を行うに当たりまして、委員長から議長へ閉会中の継続審査の申出を行い、本会議において議決が必要とされております。

正副委員長の互選に当たり、委員会を開催する中で、閉会中に継続審査を行うことが決定した場合は、委員会開催後に申出書の提出が予想されます。

各委員会から閉会中の継続審査の申出書が提出された場合は、追加案件として提出になります。

以上でございます。

○吉成委員長 ただいまの説明があった追加案件について、何か質問ありますか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 質疑がないようですので、追加案件については即決扱いとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのように取り扱います。

次に、②に移ります。

②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

議案に対する質疑・討論については、先例のとおりとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのように取り扱うことといたします。

次に、③会期の日程についてお諮りいたします。

事務局から説明願います。

課長。

○小平議事課長 それでは、会期日程（案）について御説明申し上げます。

会期日程につきましては、5月15日水曜日の1日限りといたしまして、全ての議案については即決扱いを予定しております。

以上でございます。

○吉成委員長 ただいま説明がありましたが、改めて申し上げます。

会期については、5月15日水曜日1日限りとしたしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議がないようですので、そのように取り扱います。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、その他として執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○吉成委員長 委員から何かございますか。ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、次第(2)に入る前に、市長が退席となりますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○吉成委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

執行部から内容の説明をいただいた上で、議決

または報告とするか決定いたします。

なお、協議事項については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定を見たいと思います。

本日は、総務部から1件の案件がございます。

皆さんのお手元の資料を御覧ください。

塩原温泉旅館協同組合及び板室温泉旅館組合と那須塩原市の食料及び宿泊施設等の提供等に関する協定について、執行部の説明をお願いいたします。

総務部長。

○山田総務部長 それでは、説明をさせていただきます。

ただいま委員長が申しあげました協定につきまして、現在、総務部で各組合と締結をしているところでございまして、今回協議をさせていただくことは、この協定の改正について協議をさせていただくこととなります。

順次御説明を申し上げます。

協定の締結先については、塩原温泉旅館協同組合、それから板室温泉旅館組合それぞれの組合と締結をしております。

協定の内容及び目的、背景でございますが、災害等によりまして塩原温泉、それから板室温泉街の交通が遮断されまして孤立した場合に、救援物資が輸送できないという想定のもとに、各組合に加入している旅館、ホテルの食料、それから宿泊施設、これを提供していただく、そういう協定を現在、平成18年から結んでいるところでございます。

今回の改正につきましては、この中の協定書の中の文言が、対象者が「市民等」とした漠然とした内容になっております。それと、加えまして、対象者の範囲が不明確であることから、改めてこの辺の定義を行うというところでございまして、

内容の変更は一切ございません。

続きまして、内容の説明について、順次説明をさせていただきます。

1 ページお開きをいただいて、上にマル新とあります。これが今回協議させていただく新しい協定書の内容でございます。

2 枚めくっていただいて、上にマル旧というのが、これは今まで平成18年に締結した内容でございます。

どんなところが変更になったというところで、もう1枚おめくりをいただいて、新旧対照表がありますので、これに基づいて、ちょっと内容の変更点を御説明申し上げます。

まず、右側が現在の協定でございます。

第1条、目的が書いてあるわけでございますが、この第1条の一番下段の部分、「市民等の食料等の確保を図ることを目的とする」という、旧協定においては、この「等」において、食料の配給、それから避難所の確保等、全てこれで読み込ませるという、そういう形でありましたが、左側の改正案を見ていただければわかりますように、まず第1条において、根拠法令と地域防災計画という根拠の法令を入れたというのがまず1つございます。

それから、第1条の下段のほうに、「被災住民及び要配慮者等への避難場所等の確保」というふうに明記をしたというところが今回の第1条の改正案でございます。

続いて、改正案の第2条、定義でございます。

改めて対象者はどんな人というところを定義させていただきました。高齢者、障害者、帰宅困難な宿泊者、その他市長が認めた者ということで、改めてこの協定による対象者はどんな人たちというのを明文化をさせていただいたところでございます。

3条以下については、同じく「食料提供等」と

いうふうな形で、「等」で読み込んでいたものを、「食料及び宿泊施設等の提供」というふうな明文化をさせていただいたところでございます。

4条についても、「被災住民及び要配慮者」というところで、改めて「宿泊施設」という明文化をして、定義を設けさせていただいたところでございます。

一番表のかがみに戻っていただいて、以上のことから、今回議会への報告案件とさせていただきたく、協議をさせていただくものでございます。

理由といたしましては、先ほど来申し上げているように、内容の変更というところはございませんので、改めて文言の定義をさせていただいたところが1つございます。

それから、後段、「また」書きのところでございますが、「災害に備え、迅速な協定締結」というところではありますが、これはむしろ通常、定例会において協議させていただくのを今回の臨時議会に提案させていただいたというのは、迅速にということで理由なのかなと思います。

もう一つ、早急に迅速に協定を締結させていただきたいという理由として、国の制度改正というか、国の新設された制度がございまして、

中身については、国土交通省の観光庁が今年の3月に宿泊施設のバリアフリー化の補助金という新しい制度を創設しました。

この制度の内容については、旅館、ホテル等がバリアフリー化をする工事の半分を補助します。上限1,000万円という形で補助します。こういう制度でございまして、これが3月に創設して、5月いっぱいまでに申し込みなさいよという、そういう制度でございまして、

これについて、幾つかのホテルから相談を受けたんですが、当然この補助金の対象の資格としては、地元自治体とさっき申し上げた協定を結んで

いるというのが前提であり、当然、私どもとしては該当になるだろうということで、国交省と協議を重ねてきたんですが、先ほど申し上げたように、「食料等」という形で読み込ませるところがちょっと弱いと。つまり、「避難所」という明文化せよというところを指導を受けましたので、それも今回の改正の理由の1つでございます。

これによって、市としても、旅館、ホテルのバリアフリー化を進めてほしいというのは一致した意見でございますので、早急に臨時議会のほうで提案をさせていただいて、変更の協議をさせていただくということで、今回の提案になったわけでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○吉成委員長 説明が終わりました。

質疑等ございますか。

ございませんか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。

ここで議案の取扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。

討議後、改めて入室いただきますので、それまで第3委員会室で待機願います。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

塩原温泉旅館協同組合及び板室温泉旅館組合と那須塩原市の食料及び宿泊施設等の提供等に関する協定について、取扱いを協議したいと思います。

委員の皆さんから御意見をいただきたいと思  
います。

森本委員。

○森本委員 先ほど部長の説明のあったとおり、内  
容に関して明確にしているということでありま  
すし、実際見てみてもそのとおりであると思  
いますので、私はこれは報告でよろしいん  
じゃないかと思

○吉成委員長 そのほか。

佐藤委員。

○佐藤委員 森本委員と一緒に、この理由のと  
おりでありまして、内容につきましては。そ  
れで、なおかつ補助金の交付条件というこ  
とで、5月末までに協定が必要ということ  
でありますので、早急な対応がぜひとも  
求められますので、報告案件で  
いいかと思

○吉成委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ほかの方、今、2人の委員から御  
意見がありましたが、報告でよろしいの  
ではないかということですが、それらで  
よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、報告という取扱いと  
させていただきます。

それでは、以上、御意見が出ましたので、  
執行部に入室を求めますということで、  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を  
再開いたします。

大半の意見が報告でありました。

この後、取扱いについて決定を見たいと思  
いますが、執行部から御意見等はござ  
いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、案件の取扱いに  
ついてお諮りいたします。

本案件について、報告とすることで異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 本案件については、報告  
案件にすることに決しました。

以上で(2)議会基本条例第11条に基づ  
く計画等についてを終了いたします。

それでは、この後、議会側の案件に  
入りますので、執行部におかれまして  
は、ここで退席をお願いいた  
します。

大変にお疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○吉成委員長 それでは、休憩前に  
引き続き委員会を再開いたします。

次第の(3)通年議会（通年会期制）の  
導入についてを議題といたします。

皆さんのお手元にA4の……

〔「まだ」と言う人あり〕

○吉成委員長 資料はまだですね。す  
みません、ちょっとお待ちください。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 それでは、資料が行  
き渡ったようですので、(3)につ  
いて再開いたします。

通年議会（通年会期制）の導入に  
ついてを議題といたします。

この2年間、我々、議会運営委員会委員として活動してきたわけですが、この通年議会については、その前の任期の議会において、議会活性化検討特別委員会、当時はそこで通年議会についての議論がなされました。最終的な結論は、導入は図られないというふうな結論でありましたが、今回の議会基本条例の検証作業をやった中で、最終的に取組実行計画を立てましたが、その中に通年議会を今後検討していくということで、計画に盛り込まれました。

それらも含めて、せっかく以前に議論をした経緯がございますので、それらは何も持ち越していただいて、それをベースに通年議会の議論を進めていただきたいということで、事務局と話し合っており、このような資料をつくらせていただいておりますので、資料の細かな説明については、関根係長のほうからお願いいたします。

係長。

○関根議事調査係長 それでは、御説明いたします。

今、委員長からお話がありましたとおり、前回の議運におきましては、閉会中の継続審査に係る特定事件についてという切り口で、そういった視点で通年議会の議論とつなげたわけですが、改めて先ほどありましたとおり、申し送りの内容、方向性を明確とするため、今回は通年議会または通年会期制の導入についてというふうな切り口で資料をおつくりした次第でございます。

まずは、前回の議論の振り返りということで、四角に囲んでありますところの1番にありますとおり、議会活動の原則ということをもた改めて振り返りますと、1番にありますとおり、議会の活動は、原則として会期中に限られる。2番にありますとおり、定例会閉会中はどのような調査活動もできない。ただし、(3)にありますとおり、例外として、継続審査については委員会活動が可能で

あるというふうなところが原則となっておりますのでございます。

そういった原則の中、2番にありますとおり、本市の現状といたしましては、本来、特定事件は具体的な案件でなければならず、一般的、抽象的に議決することはできないが、これも前回お示しましたとおり、本市議会においては、一般的、抽象的で総花的に議決しておりますので、委員会では実質的に通年議会と同じ、同様の活動能力を得ているというふうなところが現状でございます。

ただし、赤字で書きましたとおり、これらの手続は、手続的には適法であっても、特定事件の内容面で、やや脱法的な要素があるというふうにされているところでございます。

そういった3にありますとおり、適切でない現状を踏まえた今後の対応ということでございますが、(1)から(3)まで3つ考えられるわけですが、結論としましては、(3)にありますとおり、運用を適正化するとともに、委員会活動は維持または活性化というふうなところになってくるんだろうと思われまます。

そうした場合に、矢印がありますとおり、通年議会、通年会期制の導入など、会期の在り方の見直しは必須である、そのように考えられるところでございます。

この見直しに関しては、破線部に書きましたとおり、今後は通年議会の導入可否の検討ではなく、様々な会期制度のメリット・デメリットを調査研究し、本市議会に最も適した会期制度、具体的な手法を提案、実現することが必要というふうにしてございます。

なお、4番にありますその他でございますが、先ほど申し上げた適切ではない継続審査のされ方ではございますが、こちらを一気にそこだけ適正化してしまうと、委員会の活動範囲に大きな影響、

つまりごくごく限定してしまうと、それ以外の活動ができなくなりますので、閉会中の継続審査の見直し、適正化の時期は、会期の在り方の見直しを例えば令和3年の改選時などが可能だというふうに考えられるのではないかと。

つまり、来週に委員会の改編、それから閉会中審査が控えているわけですが、その時点では現行の形で行って、会期の見直しと歩調を合わせて、そちらも適正化を図るなんていうのが1つの案として考えられるのではないかとというふうに思われます。

2ページをお開きいただければと思います。

上2つの四角で囲んである部分につきましては、一番上に参考資料として書いてありますとおり、28年の4月に当時の議会活性化検討特別委員会が大津市議会さんを講師として研修を行った際の資料でございます。いわゆる通年議会と通年会期制のことが書いてございます。

実は、正副委員長さんのほうから、こういったことを今後進めていくに当たって、ポイント的に認識を共有したい部分、こんなところが議論のスタートだよねというふうなところがございましたので、そこを破線部、一番下のところにまとめてございます。

まず1番としまして、大きなところで、市長さんの招集によらずとも、議会の判断で会議を開くことができますよというふうなことで、議会の立ち位置が変わりますというふうなところがまず1点目として挙げられるだろうと。

大きな2番目としては、若干技術的なところもございますが、また振り返りのところにもなりますが、現在、閉会中の継続審査に付す特定事件を、一般的、抽象的に総花的に議決し、委員会活動は実質的に通年議会と同様の活動能力を得ている現状がある。

(2)にありますとおり、一方で、制度上は継続審査の具体的な案件を除き、議会は会期の始まりとともに活動能力を取得し、会期の終了とともに活動能力を失うものと位置づけられております。

(3)にありますとおり、通年議会を導入しても、現在と余り変わらないんじゃないかというふうなある種の誤解は、特定事件を脱法的に運用しているために生まれている状況でありまして、適切な制度運用を前提とすると、通年議会の導入は議会の活性化に不可欠で、大きな変化をもたらすだろうという認識をまず持っていただくことが、今後の議論を進めるに当たって必要ではないかというふうなお話がありました。

さらに、ここからは議会活性化特別委員会の話になりますが、その後、いろいろな各地の通年議会制度の中で、どの程度が市民生活の向上をもたらすのか、そんなところをその上で考えていく必要があるだろう、そんなお話がありましたので、最後におまとめした次第でございます。

以上でございます。

○吉成委員長 ただいま係長から説明をいただきました。

1面のほうを御覧になっていただきたいと思いますのですが、前回も約2年間にわたってこの通年議会についての議論はなされたわけですね。視察にも行きました。常総市議会のほうに行った経緯があります。そして、大津市議会から木津事務局員がこちらに来ていただいて、研修も行いました。

そういったものを今回改めて議論の場としては議会活性化特別委員会に委ねるわけですが、全く無駄にしてしまっただけでは意味がありませんので、当然、前回議論された内容というものを把握した上で、その上で、この1面の下にある、四角で囲まれています、なかなかその各制度のメリット・デメリットを精査し、那須塩原市議会に最も適し

た会期制度、これをぜひ進めて、議論を進めていただきたいと思います。それが一番の今回のこれをつくった理由であります。

あとは、裏面のほうの先ほど係長が丁寧に説明していただいた一番下の点線の四角でくくられた認識の共有、1、2とありますが、本来はここに、先ほど口頭で説明いただきましたけれども、最後に(4)としては、本来は市民生活に最も影響を与える、また市民生活にとって市民が議会をより理解を深めていただける当然会期制、これが望まれるというのが本来ここに1項目入りますので、それらも含めて、これを次の議会活性化特別委員会のほうにゆだねたいと思いますが、このような形にさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、こちらを次の議論のたたき台にさせていただきます。

次に、(4)のタブレット端末の導入についてこれも資料がございます。

以前、私のほうから全協で説明した経緯がございます。いよいよ予算が計上されました。実際の導入が消費税10%になる、現在8%の状態のときに購入することになりますので、9月には購入するわけですね。前回のときに機種まで、大きさ等々も決めたわけです。我々議会で決めたことであって、実際に導入となった場合には、指名競争入札を行うわけですから、そこで安いものがないからといって、我々が考えていたものと違うものが導入されても困るということで、皆さんにお示しさせていただいて、引き継ぎ事項として契約検査課には、それを根拠として申し送りをしたいということでございます。それでは関根係長から説明をお願いします。

○関根議事調査係長 導入実績を見ていただいてわかりますとおり、議会に関しては、この

SideBooksさんが8割程度のシェアを占めている、そんなふうにいるところでございます。

このSideBooksを前提といたしますと、今度はタブレット端末の比較選定というふうなところなんですが、やはりこちらも3種類代表的なもの、マイクロソフトのSurface、アップルのiPad、同じくアップルのiPadProというふうな3つを比較した中で、上から3段目の欄にあります会議用システムとの愛称、つまりSideBooksとの相性がどれがいいかというふうな部分でございます。ここに関しましては、アップルのiPadが推奨されているということでしたので、まずこの時点でアップルさんの端末をお願いしたい。

さらに、そうするとアップルのiPadPro、iPadの比較となりますので、9.7インチか12.9インチかという話になれば、予算書、決算書を見ていただくこととなりますので、より大きな画面ということなので、iPadProというふうなところを選択したところでございます。

最後に残りましたのが、今度、グループウェアの比較選定ということで、金額面を含めても、3つこちらも代表的なものを比較してみたいんですが、余り機能に遜色がないというか、金額的にも同様、余り変わりありませんし、好みというふうなところも出てくるのかなと思うんですが、事務局といたしましては、議員の皆様の方は幅広い年齢構成になってございますので、できるだけ多くの方が使いやすいというふうなところを主眼に置いて選定を行いましたところ、サイボウズさんのソフトウェアがアプリケーションが非常に絞り込まれていて、シェアも高い。使いやすさというふうな視点ですぐれているだろうというふうな判断をしまして、予算計上したところでございます。

最初に申し上げましたとおり、この大きな3つのシステムにつきまして、予算計上どおりに進め

てよろしいかというふうなところについて御決定をいただければと思っております。

○吉成委員長 今、それぞれ機種、それからグループウェア、そして文書管理会議システムの3点について説明いただきました。

皆さんから御意見ございますか。

ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形で議会運営委員会では決定を見たということにさせていただいて、この形で進めさせていただくということにさせていただきます。

それでは、(5)のその他に移ります。

その他で皆さんから何かございますか。

ございませんか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 事務局からございますか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕



#### ◎閉会の宣告

○吉成委員長 それでは、以上をもちまして本日の議会運営委員会は終了させていただきます。

大変にありがとうございました。

閉会 午前10時50分